

# オンライン資格確認による診療情報の取得 について（医療情報取得加算）

当院は、オンライン資格確認（マイナンバーカード）を利用した診療情報の取得について、下記のとおり体制を整備いたしました。

- ◇ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ◇ 受診歴・薬剤情報・健診結果などの診療情報を取得・活用して診療を行います。

令和6年12月1日から、下記の点数が医療費に加算されます。

医療情報取得加算	点数
初診時	1点
再診時（3ヶ月に1回）	1点

※この点数は、マイナンバーカードの利用の有無に関わらず加算されるものです。

マイナンバーカードの利用で診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な診療情報を取得・活用するため、マイナンバーカード（マイナ保険証）の利用にご協力をお願い致します。

# オンライン資格確認による診療情報の活用 について（医療 DX 推進体制整備加算 1）

当院は、オンライン資格確認（マイナンバーカード）を利用した診療情報の活用について、下記のとおり体制を整備いたしました。

- ◇ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ◇ 診察室等で、オンライン資格確認により取得した受診歴・薬剤情報・健診結果などの診療情報を活用して診療を行います。
- ◇ マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ◇ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施してまいります（今後導入予定）。

**令和6年12月1日から、初診において医科は11点、歯科は9点が医療費に加算されます。**

マイナンバーカードの利用で診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な診療情報を取得・活用するため、マイナンバーカード（マイナ保険証）の利用にご協力をお願い致します。